建築士死亡（失そう宣告）届

下記の者は，平成 ･ 令和　　年　　月　　日　　ましたので

関係書類を添え，建築士法第８条の２に基づき届け出ます。

 令和　 　年 　　月 　　日

宮城県知事　殿

宮城県指定登録機関

一般社団法人 宮城県建築士会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　　所

 　届出義務者の氏名

 本人との続柄

　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号

記

１

２ 生年月日　　　　　昭和 ・ 平成 　 　 年　　 月　　 日

３ 本籍（地番まで）

４ 登録番号　　　　　第　　　　　　　　号

５ 登録年月日　　　　　昭和・平成・令和　 　年　　 月　　 日